

## 5 - 2

### 組換え体の環境安全性審査に係る閲覧室の設置・運営について

技 術 安 全 課

#### 1 設置の趣旨

近年、遺伝子組換え体の安全性について関心が集まっていることから、農林水産分野等における組換え体の利用のための指針（平成元年農林水産事務次官依命通知）第4章1に基づき、事業者から提出された組換え体の利用に係る計画に関する資料（大臣による安全性確認を終了しているもの）等について、閲覧の要望が高まっている。

こういった要望がある中、閲覧場所を設置し、安全性審査に関する情報を提供することは環境安全性審査の透明性の向上や、国民へのPA活動の観点からも有益であると考えられる。

このため、申請者の協力を得つつ（社）農林水産先端技術産業振興センター（STAFF）において、環境安全性が確認された組換え体利用計画等に基づき閲覧資料を準備するとともに、閲覧室を設置し、一般の閲覧に供することとする。

#### 2 閲覧室の設置場所

閲覧室はSTAFFに置く（名称：「バイオテク情報資料室」）。

#### 3 閲覧室の運営

##### （1）利用開始時期

平成14年7月16日（火）とする。

##### （2）利用日の設定

当面週2日とする。

火曜日、木曜日 午後13:00～17:00

##### （3）閲覧資料の内容

以下を閲覧に供することとする。

安全性が確認された組換え体の模擬的環境利用計画、開放系利用計画に基づき、申請者が作成した資料（情報公開法に基づき、非開示と判断された部分を除く。）

利用計画確認のプレスリリース時に農林水産省が公表している「組換え体利用計画の概要」等

その他、バイオテクノロジーに関する資料（書籍、雑誌等）